

再生資源集団回収のよくあるお問い合わせ

Q

代表者が変更になったのですがどうすればよいですか？

A

「再生資源集団回収実施登録団体情報変更届」を御提出ください。



Q

前任者から引き継いだが、何をすれば良いかわかりません。

A

年2回（6月と12月）報償金申請用紙を代表者様宛に送付しますので、御提出ください。再生資源集団回収については6月の申請用紙発送時に「再生資源集団回収の手引き」を同封（HPにも掲載）しておりますので御確認ください。



Q

回収業者から発行される仕切伝票を失くしてしまいました。

A

仕切伝票がないと報償金のお支払はできません。

紛失しないように大切に保管してください。

紛失してしまった場合は回収業者に再発行が可能か相談してください。

Q

集団回収を辞めたいのですが。

A

「再生資源集団回収実施団体登録廃止届」を御提出ください。

詳細は吹田市HPまたは環境政策室にお問い合わせください。

Q

集団回収による資源物の回収は「持ち去り」になりますか？

A

資源物の排出者へ周知及び合意の上、集団回収の枠組みの中であれば「持ち去り」にはなりません。

御不明な点がございましたら
吹田市HPまたは環境政策室に
お問い合わせください



吹田市環境部環境政策室

Tel：06-6384-1702

Fax：06-6368-9900